

公民館における社会教育関係団体の望ましいあり方について

船橋市教育委員会

社会教育活動は、本来国民の自主的・自発的な教育・文化活動であり、その形態や方法等も様々に行われておりますが、このパンフレットは、公民館を会場にした社会教育関係団体活動の望ましいあり方について理解をしていただくためにつくりました。

今後、益々**自発的で健全な活動と円滑な運営**が行われるよう期待します。

1. 社会教育関係団体の**活動の目的**として、次のような内容が望ましいと考えます。
 - ・教育的目標を持ち、会員の資質の向上と生活の充実をめざすような内容。
 - ・地域社会の向上発展に寄与するような内容。
 - ・公民館と密接な連携を保ち、社会教育活動及び公民館活動の促進に務めるような内容。
 - ・社会教育の学習形態は指導者による学習だけでなく、相互学習も必要です。自らを、また、相互に高め合うような教育的目標をもって活動するよう心がけてください。
その成果を発表の場を設け、団体を知ってもらうことも大切です。
2. 会員は、グループ活動の目的が免許・資格にとらわれず、会員個人の資質の向上とともに、その活動を媒介として、**仲間づくりと地域住民の連帯感を高める**ように務めましょう。
 - ・会員の入会・脱会は、自由とし常に公開平等の民主的運営を行うようにしましょう。
 - ・会員の総意に基づいて、会の運営を行うようにしましょう。
 - ・会員はグループの一員であることを自覚し、塾又はカルチャーセンターに準ずるような活動や運営にならないように務めて下さい。
3. 代表者は、会員の**総意で選出**しましょう。
 - ・団体の事務所所在地は、必ず市内において下さい。
 - ・代表者は、公民館・会員・指導者のパイプ的役割を果たすよう務めましょう。
 - ・代表者は、グループの運営を円滑にするため会員の総意をまとめるよう務めて下さい。
4. 指導者(講師)は、グループ活動の目的を理解し、ボランティア的感觉を持ち、会員相互の仲間づくりを中心とした、**健全で自主的な団体活動を支援する**ような人が望ましいと考えます。
 - ・指導者(講師)の選定・交代等は会員の総意により、決められなければなりません。
 - ・指導者(講師)は、グループの専門的な学習事項に関して指導するもので、決してグループを代表するものではありません。
 - ・指導者(講師)は、その教材によって利益を得ることなく、実費で会員に提供することを原則とします。
5. 会費等はグループの運営上必要最小限の範囲で、**出来るだけ低額**が望ましいと考えます。
6. グループの名称に、**家元、宗派、指導者の名称**を使用しないで下さい。
7. グループ・サークル活動を通して、**仲間づくり**を進め、併せて**広く地域活動へ参加**することによって、**地域の向上発展に寄与**するよう務めて下さい。